

# 令和8年度 会計年度任用職員（滞納対策事務）募集

【堺区役所保険年金課・東区役所保険年金課】



【受付期間】

令和8年1月16日（金）まで（必着）

【採用予定日】

令和8年4月1日

## 1 募集内容

### （1）募集区分・業務内容

募集区分	業務内容	採用 予定数
滞納対策事務	国民健康保険料等の滞納対策に関する次の業務 ・滞納者との納付交渉 ・滞納処分の補助業務 ・窓口対応、電話対応 ・居住実態の訪問調査等	各区1名 (計2名)

### （2）応募資格

- ◆国又は地方公共団体等での資産調査及び差押え等の滞納対策業務に関する業務経験を持つ人
- ◆パソコンの基本操作（文書作成や表計算処理等）ができる人
- ◆国籍及び年齢は問いません。
- ◆地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は応募できません。

地方公務員法第16条（抜粋）

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 応募方法等

### (1) 受付期間

令和8年1月16日（金）まで（必着）

### (2) 提出方法

提出書類に必要事項を記入し、郵送又は直接持参により申し込んでください。

#### ◆郵送の場合

以下に記載している郵送先（堺区役所保険年金課又は東区役所保険年金課）まで  
簡易書留にて郵送ください。（※令和8年1月16日（金）必着）

#### ◆直接持参の場合

堺区役所保険年金課（堺市役所本館3階）又は東区役所保険年金課（東区役所1階）  
まで直接持参ください。（※土・日・祝を除く。9時～17時15分）

※ 提出書類に不備がある場合は連絡します。なお、連絡がつかない場合や修正が必要な場合は返送することができます。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので注意してください。持参の場合でも、受取時に書類等の確認は行いませんので、書類不備の場合は郵送と同様の取り扱いとなります。

提出書類	○堺市会計年度任用職員履歴書及び職務経歴書 堺市会計年度任用職員履歴書は堺市ホームページでダウンロードしてご利用ください。
郵送先 郵送方法	○郵送先 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺区役所保険年金課 又は 〒599-8112 堺市東区日置荘原寺町195番地1 東区役所保険年金課  ○郵送方法 封筒の表に「堺市会計年度任用職員履歴書（滞納対策事務）在中」と 朱書きで明記し、上記の提出書類を同封し、簡易書留にて郵送してください。

## 3 選考方法等

### (1) 面接日時・場所

面接による選考を行います。面接の日時と場所は、応募者に個別に連絡します。

※本市指定の日時・場所とします（面接日は令和8年1月27日～1月30日を予定しています）。

### (2) 選考内容

これまでの職歴における知識・経験や、募集分野の専門知識について、20分程度面接を行います。提出いただいた履歴書等と、面接の結果により合否を決定します。

### (3) 選考結果

結果の合否に関わらず、結果通知書を郵送します。  
※電話等による合否の問い合わせにはお答えできません。

### (4) その他

- ・提出書類は一切お返ししません。
- ・選考に際して取得した個人情報は、堺市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、選考及び採用に関する事務以外の目的の利用は行いません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。
- ・採用予定者には、健康診断を受診していただきます。

## 4 報酬・勤務条件等

(令和8年1月1日現在。今後の人事給与制度等の改正により変わることがあります。)

◆任用根拠：地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する地方公務員

◆勤務時間：週30時間勤務

週4日、午前9時～午後5時15分（休憩45分）

◆任期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務成績に応じて、再度任用する場合があります。

※採用後1月が経過するまでは条件付採用期間とします。

◆報酬：月額179,300円

※本市の同業務の会計年度任用職員としての経験年数に応じて加算あり  
(上限10年)

◆期末勤勉手当：6月、12月に支給

※任用初年度は割落とし有

◆その他諸手当：通勤手当（上限あり）、時間外勤務手当に相当する額を本市の規定に基づき費用弁償及び増額報酬として支給

◆休日等：勤務日に指定した以外の日、土日祝日、12月29日から翌年1月3日

◆休暇：年次有給休暇20日（初回任用時に10日付与、6月経過後に残10日付与予定）、特別休暇（夏季、介護等）等

◆勤務地：堺区役所保険年金課又は東区役所保険年金課

※勤務地は本市にて指定します。

◆福利厚生：厚生年金、健康保険、雇用保険、公務災害補償制度等

## 5 問い合わせ先

堺区役所保険年金課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7413（直通） FAX 072-228-7539

又は

東区役所保険年金課

〒599-8112 堺市東区日置莊原寺町195番地1

TEL 072-287-8108（直通） FAX 072-287-8621